

地域を貸し興す

「地方創生」は安倍政権の重要な政策であり、4月に行われる統一地方選挙のテーマにもなる。地域金融機関は地域のためにリスクマネーを提供することが期待されている。金融庁は短期継続融資が貸出条件緩和債権に該当しないケースを示した。

インタビュー

「正常な運転資金」の範囲は ケース・バイ・ケースで判断を

事業性評価については着眼点に基づく検証にも着手

2002年に金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」に追加された事例のなかで、運転資金に該当しない短期継続融資が貸出条件緩和債権となるケースが示されたが、検査官と金融機関の双方でその解釈が保守的になりすぎ、短期継続融資自体を敬遠する動きが広がった。金融庁は1月20日、同別冊に新たな事例を追加して解釈を明らかにした。一方、「事業性評価」については、金融機関の個別企業に対する関与度合いを詳細に検証しているほか、各財務局において着眼点に基づく検証にも着手している。

小口融資は金融機関の 自主性を尊重

に事例を追加した理由は何か

金融機関とのヒアリング・議論を積極的に実施してきた。その

て以降、とくにリレーショニシ

ップバンキングや事業性評価に

者から「昔は短期継続融資が広

く行われていて、借手企業の実

金融機関とのヒアリング・議論を積極的に実施してきた。その

て以降、とくにリレーショニシ

ップバンキングや事業性評価に

者から「昔は短期継続融資が広

く行われていて、借手企業の実

態把握に役立っていた。ところ

が、金融検査マニュアルとそれ

に基づく検査が一つのきっかけになつて、そうした融資慣行が

めつきり減つていった」という

金融庁 検査局長
遠藤 俊英



——今回、金融検査マニュアル



意見が聞かれた。

確かに、全国銀行協会がまとめた統計をみると、手形貸付を中心とする短期融資は1999年に約175兆円あつたが、それから10年ほどで80兆円台に激減している。2002年に策定した金融検査マニュアル別冊

「中小企業融資編」に、正常運転資金の範囲を超える部分の短期継続融資を不良債権と判断する事例を盛り込んだことが一因であると推察された。この事例は短期継続融資自体を問題視したものではないが、不良債権の早期の抜本的処理が課題であつた当時の状況から、検査官も金融機関もこの事例をきわめて保守的に解釈していたようだ。

先般の金融機関からのヒアリングでは、「当該事例の趣旨が明確化されるのであれば、短期継続融資を積極的に活用して借り手と向き合っていきたい」という意見が聞かれたこともあり、今回の事例追加に至った。

——正常運転資金の範囲についてはどう考えればよいか

金融検査マニュアルの本体において、一般的に卸・小売業、

製造業の場合の正常運転資金の算定式は「売上債権+棚卸資産+仕入債務」と書いてある。

「一般的に」と書いたのは、業種や事業によって正常運転資金のとらえ方は異なりうるので、金融機関が債務者ごとに最も合理的と考えられる算定方法を考えてほしいという期待を込めていた。しかし、結果的にこの表現は多少不親切だったのかもしれない。そのため、今回の事例は短期継続融資自体を問題視したものではないが、不良債権の早期の抜本的処理が課題であつた当時の状況から、検査官も金融機関もこの事例をきわめて保守的に解釈していたようだ。

先般の金融機関からのヒアリングでは、「正常運転資金は業種や事業によってさまざまであり、また、ある一時点のバランスシートの状況だけではなく、期間に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも重要であるとの説明を加えている。

——正常な運転資金の範囲を超える短期継続融資が貸出条件緩和債権に該当するか否かの判断基準は変わらないのか

銀行法施行規則や監督指針に記載されている貸出条件緩和債権の判断基準を整理すると、三つのポイントがある。

一つ目は、当該融資が債務者の経営再建に対する支援を目的

としているかどうか。債務者の実態や金融機関の意図を、客観的な証拠に基づいて判断する。

二つ目は、当該債務者と同等の信用リスクを有する債務者に対する通常適用されている金利が適用されているかどうか。信用リスクに応じた債務者のグレーピングを精緻に行って、それに基づいて適正な金利が適用されているかを判断する。

三つ目は、債務者において合理的な経営改善計画が策定されているかどうか。ただし、金融円滑化の観点から、債務者が中

小企業である場合には経営改善計画の策定に一定の猶予が認められるケースもある。

こうした判断基準は変わらないが、今事務年度の金融モニタリング基本方針では金融機関の健全性に影響を与える大口与信

——今回の事例の追加が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連付けられているのはなぜか

横串チエツクもしない

——今回の事例の追加が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連付けられているのはなぜか

日本の中小零細企業においては、運転資金として貸し出された短期継続融資が「根雪」となって、疑似エクイティの役割を果たしていた。それが証書貸付に変わって「順次返済してもらいます」ということになると、その返済原資を工面しなければならなくなる。その結果、設備投資のための借入れを積極的に行う余裕がなくなってしまうこ

うが、引当等の管理態勢を含められた統合的リスク管理態勢の検証を前提として、原則として、金融機関の資産査定の判断を尊重する方針を明確にしている。短期継続融資は小口が大半なので、金融機関に一定の態勢整備が行われていれば、今後は、当

局がそうした融資の資産査定を行なうことはほとんどないと考えられる。02年の金融検査マニュアル改定直後は検査官が正常運転資金の部分をきわめて厳しくみてくるのではないかという懸念が金融機関にあつたかもしれないが、もはやそれは杞憂であり、もっぱら金融機関自身の判断と責任によることになる。

3クール（15年1～3月）も3行で手いっぱいという状況だ。そこで、より多くの金融機関へのアプローチを可能にすべく、今クールから簡易な形式のヒアリングも別途開始している。これまでのヒアリングを通じて、事業性評価を検証するポイントを数十の項目として抽出している。そのなかには、たとえば、事業性評価の取組みについて、業績評価のなかでどのように扱うこととしているかといった定性的な項目や、実際の業績評価における配点割合の推移といった定量的な項目もある。こうした項目のチェックをメインとし

事業性評価のヒアリングはケースタディを主体としている。取引先の中核企業をいくつかピックアップし、リレーションシップの構築状況や実態把握の手法、具体的なアドバイス内容などをつぶさに検証していく。われわれもその中核企業や当該業種について事前に相当時間をかけて分析したうえで金融機関との議論に臨む必要があるため、ヒアリングの対象先は第2ケー

オンラインサイトでは
統合的リスク管理が
主眼に

統合的リスク管理が 主眼に

——オンサイトのモニタリングはどのような状況か

——オンラインサイトのモニタリング
はどのような状況か

金融モニタリングにおいては、オフサイトで可能な限り金融機関の実態を検証し、それだけでは把握しきれない部分をオンラインでチェックするという建付けになっている。そのうえで、オンラインでみるべきポイントは個々の債権のリスクではなく、金融機関全体のリスクとなる。

金融機関全体のリスクではなく、
は個々の債権のリスクではなく、
たとえば、突発的な融資先の破
綻が起こったとしても、その案
件 자체を問題視するのではなく、
突発破綻に対する P D C A
(Plan Do Check Action) が整
備され、機能しているかが重要

て、個別先に関するケーススタッディは割愛するという方法だ。基本的に各地の財務局が実施する総合的ヒアリングのなかで行っているのだが、マンパワーの都合があり、本庁の担当者も参加するケースと完全に財務局に任せ実施するケースがある。

なポイントだ。今事務年度中に
オンラインモニタリングも活用
して、統合的リスク管理をはじ
めとするリスク管理態勢を多面
的にチエックして、そこで問題
がなければ大口与信を含めて個
別の資産査定は実施せず、検査
は終了とする手法を確立してい
く。

自分の過去の経験に基づいてアドバイスできる部分が減つていいとするという影響もあるが、「われわれ自身の意識を変えよう。新しいことにチャレンジしよう」と繰り返し話してきた。金融モニタリングも2年度目になり、検査官にも新しい金融モニタリングの考え方がそうとう浸透してきたと感じている。

(聞き手・本誌 吉田 豊)

——金融機関からはオフサイトのモニタリングにおけるアンケート調査の負担が重いという声が依然として聞かれる

いつまでアンケート調査をするのかという気持が金融機関にあることは承知している。とにかく横串を刺すかたちで尋ねて、いる質問については、これまでのアンケートで傾向が把握できれば、次の展開を考えたい。毎年同じような質問をしても回答はほとんど変わらないだろう。

か
——検査官は金融モニタリングの考え方切り換えられている

検査官にとって、金融モニタリング基本方針に基づく検査手法の転換には戸惑いがあつたかもしれない。とくにベテラン検査官の場合には、若手に対しても

えんどう としひで
82 東京大学法学部卒、大蔵省
入省。90年銀行局銀行課課長補
佐、04年金融庁総務企画局参事
官（金融危機対応担当）、05年
監督局銀行第一課長、10年総務
企画局参事官（監督局担当）、
11年総務企画局審議官（監督局
担当）、13年総務企画局審議官
（企画・市場・官房担当）、14
年から現職。